

「旭川流域懇談会」規約

(名称)

第1条 本会は、「旭川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

(目的)

第2条 懇談会は、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めることを目的として、国土交通省中国地方整備局岡山河川工事事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(組織)

- 第3条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。委員の委嘱は事務所長が行う。
2. 委員は、旭川流域委員会準備会委員(別表-1)で構成する。なお、必要に応じて懇談会委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
 3. 委員の任期は、旭川流域委員会準備会の再開までとする。
 4. 座長は、委員の互選によって決定する。
 5. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

- 第4条 懇談会は座長が召集する。
2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
 3. 懇談会の意思決定は、出席委員の過半数を持って行うものとするが、少数意見が有る場合には必要に応じてこれを付するものとする。
 4. 懇談会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
 5. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
 6. 懇談会は、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。
 7. 懇談会は、別途設置される部会等の委員の兼務を認める。

(情報公開)

- 第5条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

(事務局)

- 第6条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川工事事務所調査設計課に置く。
2. 事務局は、懇談会の指示に基づき以下の事務を行う。
 - ・会議資料(案)の作成
 - ・議事録(案)の作成

- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- ・その他

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

（附 則）

この規約は、平成 15 年 3 月 11 日より施行する。